



# 豊見城市 新生児子育て応援 特別定額給付金のご案内

豊見城市では、新型コロナウイルス感染症が市民生活にもたらす影響の長期化が見込まれるなか、新生児を抱える家庭は、産前・産後の期間において、より一層感染防止に配慮した生活を余儀なくされていることから、国の特別定額給付金の対象とならない基準日(令和2年4月27日)の翌日以降から今年度中に出生した新生児の父又は母を対象に、本市独自対策として新生児子育て応援特別定額給付金を給付し、子育て世帯の家計への支援を行います。

**豊見城市は子育て世帯を応援します！**



給付要件	次の①と②の両方の要件を満たす必要があります
	<p>①: 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した新生児の最初の住民登録が豊見城市であること</p> <p>②: ①の新生児の父又は母が令和2年4月27日時点で豊見城市に住民登録があり、①の新生児の住民登録があった時点まで継続して豊見城市に住民登録があること</p>

給付額	給付要件を満たす新生児1人につき50,000円
-----	-------------------------

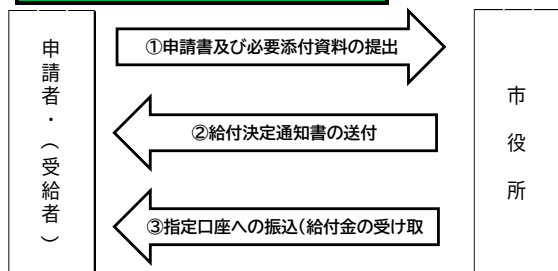
申請・受給対象者	給付要件を満たす新生児の父又は母
----------	------------------

(申請・受給対象者を父又は母以外の者とする場合は、所定の条件を満たす必要がありますのでお問い合わせください)

申請期間	令和2年7月6日(月) ~ 令和3年4月30日(金)まで (郵送による手続の場合は当日消印有効)
------	---

申請方法	「豊見城市新生児子育て応援特別定額給付金申請書」及び下記必要添付書類を添えて、豊見城市役所の担当窓口(こども応援課 庁舎2階)へ郵送もしくは直接ご提出ください。
	<p>【必要添付書類】</p> <p>①運転免許証等の公的身分証明書の写し 運転免許証の写し(住所又は氏名変更がある場合は裏面の写しも必要)、健康保険証の写し(裏面に住所が記載されている場合は裏面の写しも必要)、マイナンバーカードの写し 等</p> <p>②預金通帳又はキャッシュカードの写し 預金通帳(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる部分)の写し、キャッシュカードの写し 等</p> <p>※申請書は、豊見城市役所2Fこども応援課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。</p>

## 申請から給付までの流れ



※申請書の提出から、おおむね3週間程度で指定の口座に振り込みます。(提出資料の不備等で審査に日数を要する場合は、振込が遅れることもありますので、ご了承ください)なお、給付金の給付が決定した方には、振込予定日を記載した「給付決定通知書」を送付します。

【お問い合わせ・申請書提出先】  
〒901-0292 豊見城市字宜保一丁目1番地1  
豊見城市役所 こども応援課 TEL098-850-6775